

# 介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	国定病院 デイサービス じゃんけんぽん		
所在地	〒714-0032 岡山県笠岡市西大島2701-10		
介護保険 事業者番号	3372700512		
管理者・連絡先	難波 亜希	TEL 0865-69-7765	FAX 0865-69-7775
利用定員	35名		
サービス提供地域	笠岡市・里庄町		

## 2. 事業所職員の職種、員数及び職務の内容

職種	職員数	職務内容
管理者	1名	管理業務
生活相談員	2名	相談業務
看護職員	3名	健康管理、通所介護に係る看護
介護職員	9名	通所介護に係る介護
機能訓練指導員	2名	通所介護に係る機能訓練

## 3. 営業時間及びサービス提供時間

営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後3時
休業日	日曜日、12月30日から1月3日、8月14日（但し日曜日と重なる場合は翌日）及びその他やむを得ない事由があるとき 上記時間の外、緊急時等利用者またはご家族等から電話等により介護に関する意見を求められた場合には、対応できる体制をとっています。

## 4. 事業所のサービスの目的、方針等

- (1) 要支援状態又は事業対象者である利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、通所介護相当サービスを提供することを目的とします。
- (2) 事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者が要支援状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。
- (3) サービス利用に当たって、利用者は次のことを遵守して下さい。
  - ① サービス利用で必要ない物の持参、利用者間での物を交換の禁止します
  - ② サービス利用中の許可のない外出を禁止します
  - ③ サービス利用中の事業所居室内での喫煙を禁止します

- ④ サービス利用中他の利用者に危害、迷惑をかけないで下さい
- ⑤ 事業所で出された昼食、おやつ等の食物の残りは持ち帰らないで下さい
- ⑥ 利用者は、事業所内設備、備品を持ち帰らないで下さい。

## 5. 通所介護の内容

### (1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、排泄、移動等の介助を行う。

### (2) 健康状態の確認

### (3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な心身の機能の減退を防止するための訓練並びに心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ① 日常生活動作に関する訓練
- ② 体操
- ③ グループワーク
- ④ レクリエーション
- ⑤ 行事的活動
- ⑥ 趣味活動

### (4) 送迎

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。

### (5) 入浴

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ① 入浴形態
  - \* 一般浴槽による入浴
  - \* 特殊浴槽による入浴
- ② 介助の種類（必要に応じて行う）
  - \* 衣類着脱
  - \* 身体の清拭、洗髪、洗身
  - \* その他必要な介助

### (6) 食事

- ① 準備、後始末の介助
- ② 食事摂取の介助
- ③ その他必要な食事の介助

### (7) 相談、助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ① 日常生活動作に関するリハビリテーションの相談、助言
- ② 福祉用具の利用法の相談、助言
- ③ 住宅改修に関する情報提供
- ④ その他必要な相談、助言

## 6. サービス利用料の利用者負担

(1) サービスを利用した場合の利用料は別紙「国定病院デイサービスじゃんけんぼん利用料金表」参照。

お支払いいただく「利用負担金」は原則として負担割合証に記載のとおり額ですが、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、越えた額の全額をご負担いただきます。

## 7. 支払方法

(1) 請求書は当月分を翌月の月初め頃に発行します。請求書を同封したまま30日以内にじゃんけんぼんまでお支払に来ていただく。

(2) 笠岡信用組合に口座をお持ちの場合は、口座振替が出来ます。手続きが必要ですので、お申し出ください。

## 8. 苦情処理

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業所窓口	電話番号	0865-69-7765
	FAX番号	0865-69-7775
	相談・苦情担当者	鎌田潤子
	対応時間	月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時30分

○公的機関においても、次の機関において苦情申し出等ができます。

笠岡市長寿支援課	0865-69-2139	Fax 0865-69-2180
里庄町健康福祉課	0865-64-3111	Fax 0865-64-3618
浅口市高齢者支援課	0865-44-7007	Fax 0865-44-7010
岡山県国民健康保険連合会	086-223-8811	Fax 086-223-9109

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ① 担当者は直ちに利用者側と連絡を取り、直接利用者宅へ行くなどして事情を聞き、苦情内容の詳細を確認する。
- ② 担当者は苦情の内容を管理者に報告し、管理者は担当者を含む全職員を招集し、苦情処理に向けた検討会議を開催する。
- ③ 検討会議の結果を基に処理結果をまとめ、管理者は必ず翌日までに具体的対応を指示する。
- ④ 担当者は利用者宅を訪問し謝罪するとともに、検討結果を説明する。
- ⑤ 担当者は苦情処理結果記録を台帳に記載、整理する。管理者は再発防止に努めるよう全職員に徹底する。

(2) 介護支援事業所に対する対応方針等

- ① 管理者は利用者からの苦情に対し、サービス計画を作成した介護支援事業所と連絡を取り、必要がある場合は、サービス計画の再検討を行っていただく。
- ② 管理者は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、また、国民健康保険団体連合会からの指導、助言に従って必要な改善を行う。

### (3) その他の参考事項

- ① 普段から利用者から苦情が出ないような各サービスの提供を心がける。
- ② 通所介護担当者に対する研修を定期的実施する。
- ③ 毎日の朝礼等により、各サービス提供の心構えを確認する。
- ④ ご利用終結後も、5年間はサービス提供記録を保存する。

○苦情解決責任者                      管理者      難波   亜希

## 9. 秘密保持について

- (1) 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密は守ります。  
また、職員でなくなった後においても同様です。
- (2) サービス担当者会議等において情報を共有するために個人情報サービス担当者会議等で用いることは、契約時に説明をしたうえで契約書に同意の時点で個人情報も同意とします。

## 10. 事故発生時の対応

利用者の方がサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族の方、利用者に係わる介護支援者等に連絡を行うとともに、誠意をもって対応致します。

また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを速やかに行います。

### 11. 緊急時の対応方法

通所介護のサービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡し、適切な措置を講じます。

### 12. 人権擁護・虐待防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護・虐待予防等のため次の措置を講じます。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者およびその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

### 13. 設置主体の概要

名称・法人種別	医療法人萌生会 国定病院
代表者名	理事長 北村 吉宏
所在地	岡山県浅口郡里庄町浜中93-141
電話番号	0865-64-3213